

平成 25 年度第 2 回 千葉県国土利用計画地方審議会 議事録

平成 26 年 3 月 18 日 (火) 午後 1 時 30 分から
ホテルプラザ菜の花 3 階 菜の花

司 会	<p>それでは、定刻前ではございますが皆さんおそろいということですのではじめさせていただきます。</p> <p>ただいまから平成 25 年度第 2 回千葉県国土利用計画地方審議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます千葉県総合企画部政策企画課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、千葉県総合企画部長の鶴巻からご挨拶申し上げます。</p>
総合企画 部 長	<p>総合企画部長の鶴巻でございます。本日は、大変お忙しい中、また大変風が強く足元も危ないような中、お越しくださいますとどうもありがとうございます。また、新しい審議会のスタートにあたりまして、皆様には委員就任を御快諾いただきまして重ねて感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日の議題は、千葉県国土利用計画の見直しについてでございます。</p> <p>県の最上位計画でございます総合計画が改定されたことなどに伴いまして、千葉県国土利用計画についても見直しを行うこととしてございます。今年度第 1 回の審議会においてご承認をいただきました修正に係る基本方針に基づきまして修正素案を用意いたしましたので、これをお諮りしたいと存じます。</p> <p>また、計画本文ではございませんけれども、計画を効果的に運用するために活用しているモニタリング指標につきましても計画の見直しに伴う所要の見直しを行いたいと考えておりますので、こちらについても併せてご意見を頂戴できればと思います。</p> <p>本日の議題は、引き続き適切な県土利用を推進するうえで重要な事項と考えておりますので、皆様の専門的な見地からの御指導を賜りますよう、どうぞよろしくご審議をよろしくお願いいたします。簡単ですが以上でございます。</p>
司 会	<p>次に、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日お配りしている資料は、まず、座席表、会議次第、委員名簿、資料 1 といたしまして国土利用計画制度について、資料 2-1、千葉県国土利用計画の修正素案について、資料 2-2、千葉県国土利用計画の修正素案、2-3 として新旧対照表、3-1 として県土利用のモニタリング制度の修正素案について、3-2、県土利用のモニタリング制度修正素案、資料 4、計画改定のスケジュールについて、あと参考資料といたしまして「ちば元気プラン」とその概要、そして、「県土利用のモニタリングに係る調査報</p>

<p>司 会</p>	<p>告書」を用意させていただきました。以上でございますが配布漏れなどございませんでしょうか。</p> <p>それでは次に審議会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。 委員の皆様には、既に1月21日付けで委員の委嘱をさせていただきました。</p> <p>今回の委員につきましては、22名であったところ、審議の充実や迅速化の観点から見直しを行いまして、18名とさせていただきます。</p> <p>それでは、お一人ずつ、ご紹介をさせていただきます。五十音順でございますけれども、</p> <p>赤間 委員でいらっしゃいます。 伊藤 委員でいらっしゃいます。 今井 委員でいらっしゃいます。 大川 委員でいらっしゃいます。 岡 委員でいらっしゃいます。 北原 委員でいらっしゃいます。 志賀 委員でいらっしゃいます。 島田 委員でいらっしゃいます。 田中 委員でいらっしゃいます。 山本 委員でいらっしゃいます 湯浅 委員でいらっしゃいます。</p> <p>このほかに本日石川委員がいらっしゃる予定ですが遅れてのご到着となります。また、このほかに、池邊(いけべ)委員、岩田委員、大江委員、轟委員、中井委員、松崎委員がご就任されましたが本日は所要のため欠席でございます。</p>
<p>司 会</p>	<p>続きまして、本日の出席委員数を報告いたします。</p> <p>本日の審議会にはただいま、11名の皆様にご出席をいただいております。これは定数の18人の半数以上をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>今、石川委員がいらっしゃいましたのでご紹介いたします。 石川委員でいらっしゃいます。</p> <p>なお、この審議会ですけれども、千葉県情報公開条例第27条の3の規定によりまして、公開することとされております。また、審議会の議事録につきましても後日公開する予定ですので、ご了承よろしくおねがいします。</p>
<p>司 会</p>	<p>次に、会長の選任に移りたいと思います。会長の選任については千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により、「委員の互選により定める」こととされております。そこで、委員の皆様によりご推薦をいただきたい</p>

	<p>と思いますが、どなたかご推薦いただけますでしょうか。</p> <p>(岡委員の挙手)</p>
司 会	<p>岡委員お願いします。</p>
岡委員	<p>会長につきましては、高橋前会長の専門分野であった「都市問題」を担当されており、主に都市デザインや地域連携について研究を進められ、都市計画審議会の会長も務められております北原理雄（としお）委員にお願いしてはどうかと考えていますがいかがでしょうか。</p>
司 会	<p>ただいま岡委員から、北原委員に会長をお願いしたらどうかというご提案がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本審議会の会長を北原委員にお願いしたいと思います。北原委員、会長席の方をお願いします。</p>
司 会	<p>続いて、副会長の選任についてでございますが、こちら、「委員の互選によって定める」ということとされております。こちらについても、皆様によりご推薦をいただきたいと存じますがどなたかご推薦いただけますでしょうか。</p> <p>(北原会長の挙手)</p>
司 会	<p>では会長お願いします。</p>
北原会長	<p>私の方から推薦させていただきたいと思います。副会長につきましては、前副会長でおられました伊藤委員に引き続きお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
司 会	<p>ありがとうございました。それでは、本審議会の副会長を伊藤委員にお願いしたいと思います。(伊藤委員、副会長席へ移動をお願いいたします。)</p>
司 会	<p>それでは、ここで北原会長からご挨拶をいただきたいと思います。北原会長、よろしく願いいたします。</p>
北原会長	<p>ご推薦をいただきました北原です。よろしく願いいたします。千葉県国土利用計画地方審議会では、県土の利用に関する基本的な事項</p>

	<p>と土地利用に関する重要な事項を調査審議するというふうに伺っております。国土利用計画につきましても委員の皆様による議論を重ねて策定されたものというふうに伺っております。今回の審議会より私も含めまして新たなメンバーとなりますが、引き続きご協力をお願いいたします。</p> <p>先ほど、部長さんのお話しにもありましたが、本日は、千葉県国土利用計画の見直しについて御審議いただくということになっております。</p> <p>当審議会としては、今回の見直しを通じて、千葉県における国土利用の適正な推進を図っていききたいというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、それぞれ御専門の立場から、御意見をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日は、議事の円滑な進行に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお力添えをお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これからの会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。北原会長よろしく申し上げます。</p>
北原会長	<p>それでは、議事の審議に入ります。</p> <p>はじめに、本審議会への「報道関係者」及び「傍聴者」の参加について確認します。本日の審議会に、「報道関係者」及び「傍聴者」は参加されていますか。</p>
司 会	<p>本日は報道関係者、傍聴者の参加はございません。</p>
北原会長	<p>それでは参加者なしということですので議事の方へ進めさせていただきます。審議に先立ちまして、議事録署名人の選任をお願いします。差し支えがなければ、慣例に従いまして、私からお願いしてよろしいでしょうか。</p>
<p>(「異議なし」の声)</p>	
北原会長	<p>それでは、私の方から指名させていただきます。石川委員と志賀委員にお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
北原会長	<p>それでは議事に入らせていただきます。1つめの議事は「千葉県国土利用計画(第4次)の修正素案について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
今泉課長	<p>(事務局説明)</p>
北原会長	<p>どうもありがとうございました。それではご審議をいただきたいと思っております。ご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。</p>

石川委員	<p>石川でございます。細かなことは別として一番大きく知りたいことは、24ページと25ページにゾーンの区分があるんですけども、これがやはり一番重要なことだと思うのです。恐縮ですがどのような基本的な条件というものが異なって今回見直しになったのかということをおし教えていただきたいということです。</p> <p>それでこの圏央道というのが一番よくわからない。圏央道というのは首都圏をずっとぐるっと回るあの道路のことですよね。そうするとこのゾーニングが非常に不思議な気がするものですから、いずれにしても24、25ページのこの新しいゾーンの意味というものをもう少し教えていただきたい。</p>
事務局	<p>総合計画でまずゾーンというものを定めたので、今回こちらの方に整合のためにやったわけなんですけれども、そもそも総合計画におけるゾーンにつきましては、もともとその人口構成や就労状況、それからまた通勤通学などの日常生活でのつながりなどを示す統計データ、こういったものをもとにして、共通する特性を持つ地域というものをグルーピングしたということございまして、そのうえで地理的条件でありますとか交通網整備、ただいま圏央道というお話がありましたが、こういう交通網整備の状況、それから今後の発展につながる地域の強みでありますとか、特色でありますとか、そういったものを勘案して共通する特性ですとか、可能性を持つ地域としてこういったゾーンといいますか、グルーピングしたということでございます。</p>
北原会長	<p>納得できましたか。</p>
石川委員	<p>いえ、それはそういうプロセスだったということではなくて、私が伺ったかったのは中身なんです。例えば、千葉県といいますと湾岸というのは、相当重要で社会資本も集積していると思うのですが、今回の25ページ見ますと湾岸の位置づけがなくなっておりますね。圏央道と東葛・湾岸と一緒になっています。要するに、今回消えてしまってますよね。湾岸が東葛ゾーンになってしまい、それから圏央道ゾーンになってしまいました。東京湾の非常に主要な一角を示す千葉県のいわばエンジンみたいなものがどこに行ったのだろうと疑問に思った訳です。基本になる国土利用計画でございますので、今年変更されるのであれば理由を知りたいと思った訳です。大きな意味があると思われまますので教えていただけないかということです。</p>
事務局	<p>お手元にお配りしてある総合計画の冊子の概要版の4ページを開いていただければ総合計画のそれぞれのゾーンについてこういうグルーピングをして、それぞれのゾーンというのがどういう意味があるのかということをおしここに書いてございます。特に東葛・湾岸ゾーンにつきましては、この地図のピンクのところになるわけですけども、赤い太い線が東葛・湾岸ゾーンのほうにもございます。この赤い太い線というのははっきり道路</p>

とは申し上げませんが、例えば、外かく環状道路を今整備すすめておりますが、これが湾岸地域までつながってまいります。そうすると東葛ゾーンと湾岸ゾーンというのは従来交通網の整備が進んでいなかったときは非常にアクセスがしにくいことがあったんですけども、これがより密接に関係してまいりますので、非常にこの地域、湾岸地域、幕張からこの柏、流山のこの地域というのは千葉県の中でも非常に人口が集中している地域でございます。ここの地域をやはりその千葉県の先ほどエンジンというお話がありましたが、まさしくそのエンジンという部分でありまして、まあ一体的に考えてさらに発展させていこうというそういう考え方になっております。

それから圏央道ゾーンということにつきましてはオレンジ色の部分になるんですけども、これはアクアラインをわたって木更津から上総というところを通ってまいりますけれども、そこから千葉県の真ん中を通って成田までつながってまいります。さらにその先茨城県までつながってきます。こういった圏央道を考えたときに今すでに圏央道沿線にも企業立地が進んでおります。そういう中でこの圏央道というものの効果というものをどんどん取り入れていこう、そのためにはこの木更津の方から成田の方までつながってまいりますけれども、同じその目的を持ってその効果を取り入れていこうということ、そういったことの考えの中でこういうゾーン設定はしております。

石川委員

時間がないと思いますので一言だけコメントさせていただきます。やはり国土利用計画ですから道路だけではダメなわけです。私は先ほどの湾岸の話とそれからこの九十九里というすばらしい千葉県が誇る自然環境というものがこの絵の中では圏央道ゾーンになってしまっている。九十九里がもう消えていますね。大変残念なことだということをコメントさせていただきます。

先ほどこの資料2-1の9ページに総合計画との整合を図った主な例ということで、「豊かな生活を支える食と緑づくり」と、私はいろいろな都市計画の中でもこの緑地自然環境等々水の専門ですのでここに書かれていますのは農業しか書いてありません。この緑、つまり千葉県の誇る豊かな自然環境、そういったものを国土づくりの中にどのように位置付けて、そして道路等経済は車の両輪でなければならないと思います。資料2-1の食と緑の緑はいったいどこに行ったのかということ、九十九里を含めまして少し疑問であることを意見として質問として申し上げました。これで終わります。

北原会長

どうもありがとうございます。ゾーンの数については総合計画の方でそうなっているので御理解いただきたいと思いますが、二点目のゾーンの理解の部分に関しては事務局の方で引き続きご検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

湯浅委員	<p>湯浅和子と申します。修正素案の資料2-1の規模の目標という数値があります。盛んに農用地の問題についてはお話がありましたけれどもその他についてですね、これはどういう根拠でこんなふうに目標の数値がでているのかということをお話していただきたいと思います。それはやはり人口減高齢化というものは千葉県においても避けて通れないというふうに思いますし、現にそういう、もうデータも出ているわけですが、これを見ていきますとね、あくまでも人口減だからこうなりますよと。それでも宅地は増えているんですけれども、そのあたりですね、どういう戦略というのかな、取組によってこうなっていくんだということについて教えていただければというふうに思います。</p>
事務局	<p>まず、農用地につきましてはですね今回見直しの中で規模の目標、農用地だけにしかあげていないんですけれども、実はいろいろと調べましたけれどもこれ以外の目標が変更になる部分といいますか現状と合っていないという部分はありませんでしたので変更するのはこの農用地の部分だけでございます。それから、その根拠につきましてはこれは千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において、これは農林水産部のほうで作っているものでございますけれども、その中で10年後の予想農用地面積ということでもともとこういうのがあったんですけれども、そちらの方の改定がありまして、それとの整合を図ったということでございます。</p>
湯浅委員	<p>解釈の勘違いをしていたのかもしれませんがまた議論を進めていってお聞きしたいと思います。</p>
北原会長	<p>確認ですけれどもこの2ページの表でいうと農用地の目標年の数値は今回修正したけれどもそれ以外の数値については修正していないというふうに理解してよろしいでしょうか</p>
事務局	<p>はい、規模の目標についてはこれだけでございます。</p>
北原会長	<p>はい、どうもありがとうございました。ということです。他にいかがでしょうか。</p>
志賀委員	<p>今回は構成については変更を行わないという前提だということは理解しているわけなんです、その中で県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向として、1つは利用区分に応じたということで農用地とかというこういう区分があったり、もう一方である区分横断的な課題への対応という2つの柱が立っていると思うんですが、この区分横断的な課題への対応というのは非常に県土利用を考える際に重要だと思われるわけなんです、項目として持続可能なまちづくりと廃棄物、建設発生土、土砂最終跡地への対応ということで、現在非常に重要な2つあがっているということはそれでいいと思うんですが、こういう全体的な構成の中で果たしてこの2つでいいのかということがあるのと、それから従来の縦割りという</p>

	<p>か、土地用途区分別とは別のこういう区分横断的な県土利用のほうもかなり重要になってくると思うんですね。ですから今回どうっていう話でなくて、もうちょっとこう長期的な中でそのへんをどういうふうに考えていくのかという視点があってもいいんじゃないかと。ちょっと思うんですが、そういうこととの関係でこの2つがあがってきた背景なり理由について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>県土の利用目的に応じた区分横断的な課題への対応ということで、課題というのはですね、おそらくこれからいろいろな出てくるかもしれません。そういう中でですね、これ策定した時点におきましてこの持続可能なまちづくりでありますとか廃棄物、建設発生土、山砂最終跡地等への対応そういったものをこのときの課題として取り上げたということでございまして、今後さらにいろいろな課題が出てくる可能性ももちろんあるわけでございますので、その時はまたなんらかの対応をしなければいけないと思うのですが、このときの策定時点において例えばということこの2つということで入れたというふうに御理解いただければと思うのですが。</p>
志賀委員	<p>いいんですが、ゾーンとの関係とか、先ほどの農地外の緑の問題とか、そういう問題にもかかわって結構こういう中でしっかり位置づけることが結構重要かということ指摘いたしました。</p>
北原会長	<p>はい、どうもありがとうございます。ただいまの御指摘、非常に重要なことだと思いますので、区分横断的なところではやはり各部門で専門的にやられているところから抜け落ちがちなので、ここでしっかり位置づけをしていくということがとても大きな意味を持つのですが、今回はこれが今県として重要な課題だということ、今後とも課題に応じて付け加わることによってよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
岡委員	<p>岡でございます。県のゾーニングの件です。前回の審議会の時もお話ししたかと思いますが、新しいものは人と物流の整備基盤に引っ張られすぎていると思ひます。県の地形からの視点を加えていくことが必要だろうと思ひます。房総半島を分断する山地と、北部の低湿地、この大きな自然地形の特徴を、魅力ある県づくりに活かしていく県政が必要だろうと思ひます。以上です。</p>
北原会長	<p>どうもありがとうございます。ご意見ということで記憶の方では是非、これはきちんと記憶にとどめておいてください。記憶と記録と両方。それでたぶん25ページのある5つのゾーンについて今のイメージでは互いに対応していると思うんですが、志賀委員、岡委員のおっしゃれたようにより長期的に見ていくと千葉県切り方としてこういう切り方だけではない切り方が長期的にはより大きな意味を持つてくるかもしれません。是非よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。</p>

岡委員	資料2-1です。4ページに表がございますが、左側の利用区分のところの3つめ。水面・河川・水路、原野のところ「安全で安心して暮らせる必要な整備の推進」を、「安全で安心な暮らしに必要な整備の推進」に変えていただくと読みやすいと思います。もう一つ、同じ4ページの右側の下から2つめ、NPO活動は後ろの資料では市民団体活動と語彙が置き換えられていますので、どちらかに統一下さるのが良いと思います。
北原会長	どうもありがとうございます。御指摘の点、もう一度チェックしてください。他には。
石川委員	<p>この資料2-2がいろいろ修正してあります。例えば26ページに東葛・湾岸ゾーンがございますね。それで修正事項が書いてありまして、28ページ、湾岸ゾーンを見ますと全部斜線で消えております。では26ページの東葛・湾岸ゾーンにこの28ページの湾岸ゾーンがどれだけ反映されているのかと見ますとあまり反映されていないように思うのですが。湾岸ゾーンの持つ意味というのは変わることはないと思いますので、この斜線で全部消してあるところが新しい修正案でどういうふうにかかされているのかということをお答えいただきたいと思います。</p> <p>それともう一つ、津波が重要だと思います。九十九里などは多重防御の備えということをしなければならない。減災ですね。この考え方が国土利用計画の中のどこかに入っていればちょっと教えていただきたい。それは県民の命、財産を守るうえで必須の要件だと思いますが見つかることができなかった。この2点です。</p>
事務局	<p>今回、東葛・湾岸ゾーンということで今までの2つのゾーンを一緒にしたということで、湾岸ゾーンの従来の記述の部分はここで全部消した形になっております。それが28ページでございますが、その内容につきましてはこの1つの東葛・湾岸ゾーンという中に極力取り入れるような考えで整理したつもりではあるんですけども、今1個1個照らして見るのは難しいのですが、例えば自然の部分で言いますと、旧湾岸ゾーンの3つ目の段落で「三番瀬や谷津干潟等の東京湾奥に残された貴重な干潟・・・」のところは新しく26ページの中で真ん中より少し上のところにまた、利根川や江戸川というところのくだりからその先には三番瀬や谷津干潟等の東京湾奥に残された貴重な干潟・浅瀬という形で記述がしてございます。そのほかの部分についても入っていると考えておりますけれどもダメでしょうか。</p>
石川委員	これは事務局が御提示なさっているのですから確かに入ってますよとそういうお答えを聞かないと。私に聞かれても大変困ります。例えば都市型水害の防止等、特有な問題がございますのでそういった部分などは抜けているような気がいたしますが。
北原会長	重要な点は写したということなのですが石川委員は落ちているように

	見えるということなのでもう一度精査を事務局でお願いします。
事務局	わかりました。こちらでは入れているつもりではございますがもう一度良く見て落ちている部分があれば取り入れるようにいたしますのでよろしくをお願いします。
石川委員	津波のことは。
事務局	津波対策については、全体にゾーンの中でちりばめて入れているところがございますが多重防御というようなことについては確かに御指摘の通り入っておりませんので、そういったところについては担当部局とも話し調整してまいりたいと思います。
事務局	ゾーンのところにつきましては、九十九里に係る部分で香取・東総ゾーンが31ページからずっとありますけれども、33ページで真ん中より少し下のところです。このためというところから3行目あたりから「津波や液状化による被災体験を教訓としたまちづくりに・・・」そこからからこういう記述がございます。それから減災ということでもありますけれども、やはりその防災意識の高揚を図るというようなことの記述を42ページから43ページにかけて赤いところがございますけれども、「県民一人一人及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図ります」と。こういった記述がございますけれども中に入れてございます。
石川委員	国土利用計画ですからまちづくりとか市民に頑張っねというのでは困るんですね。どういう国土の備えをするかということです。多重防御の備えを具体的にどのように考え、千葉県では国土利用計画の中で考えたということに関してはきちんと入るようにお願いいたします。
北原会長	よろしいでしょうか。42ページのところでまちづくりから津波の視点がどのように持ち込めるのかどのようなかたちで県として位置づけられるかをお願いします。
岡委員	資料2-2の3ページに項目4として、「安全・安心な暮らしの確保の必要性」という項目がありまして、その中に最初のパラグラフが削除されて新たなパラグラフがついております。その部分で是非この文言が入るようでしたら入れていただきたいと思います。まず読みますと、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、「減災」の視点に立ち、災害に強い社会資本の整備や耐震化」のところ、「、」を入れて、「災害時における情報公開」の文言を加える。というのは私たちが3年前に経験した福島県でもし情報公開がされていれば、被ばく者、あるいは被ばくの程度が少なかったことがあります。千葉県は原発のある県に隣接しています。もし同じ様な事が起こった場合は、千葉県は県民を守る使命を持つということをこの文言をいれることによって、県民も確認することができま

	<p>すし、行政に携わる方々も確認をすることができますので、入れていただきたいと思います。</p> <p>さらに、「情報公開などを進め、たとえ被災したとしても人命、県民の財産」で「・」として「健康が損なわれないよう災害時の被害を最小化することが必要です。」という2つの文言を入れていただきたいと思います。それに関係した部分が後ろの方の安心安全のところに出てきます。ここにも、これに相当する文言を入れていただくということでお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご指摘の点を踏まえましてもう一度文章について検討させていただきます。</p>
北原会長	<p>よろしく申し上げます。ほかにいかがでしょうか。</p>
島田委員	<p>もしかしたら私の計算間違いかもしれないんですけども、資料2-1の2ページ目の表なんですけれども、規模の目標の面積の合計が16年と29年と違うんですね。で、千葉県が面積が減ったわけではないので合わせるようにした方がいいと思うんですけども。16年の合計が515,900で29年の合計が515,700になっています。</p>
事務局	<p>もう一度計算しなおして誤りがある部分については訂正いたします。大変申し訳ございません。</p>
北原会長	<p>それでは数字の確認をお願いします。ほかにいかがでしょうか。</p>
岡委員	<p>同じく資料2-2の5ページの「(4)県土利用をめぐる諸課題」のグラフの2つめです。しかしながらのところから、さらにその3行目の、「建設発生土の不適正な埋立て」の部分です。ここに「東北大震災に伴う放射能汚染と高濃度汚染物質の中間管理場による新たな汚染の懸念」という文言を入れると実情に沿うと思います。もう一度入れる文言を申しますと「東北大震災に伴う放射能汚染と高濃度汚染物質の中間管理場による新たな汚染の懸念」を入れまして、次の「山砂採取跡地における自然環境・景観の悪化等の問題が生じています。」に続けます。</p> <p>その下の「2 計画の基本目標」の、第2パラグラフの「また、農地・森林の大幅な減少、耕作放棄地・荒廃森林の増加や産業廃棄物の不法投棄」で次に同じ文言を入れて、「山砂・・・」のところ続きます。以上です。</p>
事務局	<p>ご指摘の点につきましてはとりあえず一旦引き取らせていただきまして、それを記述することがどうかというところの部分をもう一度検討させていただきます。また後日ご報告させていただきたいと思います。</p>
北原会長	<p>どうもありがとうございます。</p>

石川委員	<p>先ほど島田委員からご質問がございましたようにこの表のところが私も大変気になっておりました、資料の2-1の数字が合わないというのは平成16年のその他というのが86,800と書いてありますが、これはこちらの修正バージョンですと86,600です。ですから86,600にすると数字が合うのですが、逆に先ほどの話で平成29年の目標の数値の農用地が減りますね。資料2-1の2ページでは減らない数字がここに130,100と載っているのをこれを126,100にしますと減った分が一体どこに行くのかと。そこがこの表からはちょっと読み取れないので。千葉県面積が変わらないわけですから、この表は極めて重要なので精査をお願いいたします。それでもうひとつだけ、その他というのは一体どういう土地利用なんですか。</p>
事務局	<p>その他というのは県土の面積全体がありますのでその中からここに利用区分としてあります農用地ですとか、森林とか、その項目を引いたものということになります。具体的にはどういったものになるかという、例えば耕作放棄地でありますとか、公園緑地又は鉄道用地ですとか、空港用地とか、このようないろいろな用地がございます。</p>
北原会長	<p>では、数値の方は再度精査してください。お願いします。それでは他によろしいですか。</p>
岡委員	<p>今の資料2-2の31ページでこれは些細なことですが、赤塗りでない第2パラグラフの「また・・・」と続く箇所と圏央道の箇所です。「ニンジン・さつまいも・すいか・梨・落花生」と具体的な農作物の名前が挙がっていますが、「農作物の栽培」とくくったらどうでしょうか。「農作物の栽培」、「観光等の振興そして、」を入れて「農林水産業と食品産業の新たな連携を図り」と。あるいはニンジン・さつまいもなら露地栽培農作物という風にもくくれるかもわかりません。いずれにしても、文章の前後のバランスを考えますと、野菜の種類まではいらないかなと思います。</p>
事務局	<p>たぶんこれは農林水産部局の方がですね、やはりちょっと思い入れが強くて入れておいたと思いますので、これは調整したいと思います。</p>
北原会長	<p>たぶん千葉県らしさを出すうえでこれがあるんだという意思があったんだと思うのでそれは確認してやっぱり思い入れが強ければ残してもいいと思いますけれども。</p> <p>それでは、他によろしいでしょうか。たくさんご意見いただきましたので事務局の方でフィルターしていただいて、関連部局との調整が必要であれば十分に調整をして、その結果について委員の皆様にお出しできるようにしてください。それでは、これを持ちまして議案の審議を終了させていただきます。</p> <p>続きまして、二つ目になりますが、「県土利用のモニタリング制度の修正素案」について。事務局から説明をお願いします。</p>

今泉課長	(事務局説明)
北原会長	はい、どうもありがとうございます。それではご審議をお願いします。ご質問・ご意見のある方は、お願いします。
石川委員	<p>すいません、先ほど津波のことを申し上げまして、それでここにいろいろ指標が追加されているということを見まして大変安心いたしました。例えば3ページですね。そこに災害に強い森林づくりで私あの多重防御からいきますとこの保安林というのが非常に大きな役割を果たしますのでこの新しい指標を入れられたということはいいいんですが、これ県有保安林だけとなっているのですが、これで本当にいいのかどうか、要するに昔の共有地の里山ですね、市町村が持っていたり、あるいはこの県有と国有とちょっとよく分からないんですが、所有がどうであれ海岸林は海岸林ですのでこの県有保安林という指標でいいのかどうかちょっとそこが実情に合わせてこの指標の取り方というのを少し精査していただけないかということなんです。私ちょっと実情がわかりませんから。東北はいろいろです。ブランクの共有林があったり、国有林があったり、県有林があったりでそれ全体で防潮林になっておりますので。千葉県の実情は分かりませんのでこういう指標の取り方でいいのかどうかということだけはかなり大事なので調べていただきたいということなんです。それから、海岸津波対策ということで例えば7ページのところに河川整備課港湾課森林課調べというこの河川津波対策というものの意味するところが整備延長っていわれても何の指標なのかというのがわからないのですが。これをちょっと教えていただけますか。</p>
森林課	森林課です。最初の海岸保安林の話ですけれども、今回被災しました九十九里地域の保安林はほとんど県有保安林になっておりまして、私有林はあまりございませんのでこういう書き方をしております。
北原会長	2点目については。
事務局	これ津波対策の中の1つとして、海岸の整備ということで。事業といたしましてですね、海岸の整備をどのくらいそれを行ったかというその整備の延長ということを指標として入れているということでございます。
石川委員	ここに河川と港湾と森林と3つあるのでとてもいいなと思ってみているんですが、この3つ違いますよね、事業が。単に延長の距離でやっている、要するに何を調べるのかという。保安林、先ほどの森林の場合には幅もありますし、津波対策の整備延長というものの持つ指標の実態、何を調べるのかというのがちょっとわからないもので。ただ単に距離では意味がないですよ。

事務局	<p>津波対策そのものというのはおそらくいろいろな面であるんだと思うんですが。ここの指標としてですね、まあ、数値的に何か把握できるものということ考えた時にですね、まあ総合計画の中でまあいろいろな取組を行ってます。その中で津波対策について、ここでは海岸の整備をどのくらいやったかというその事業のアウトプットという形になりますけれども、これを1つの成果といいますか、というかたちで挙げたということでございます。だから、津波対策がこれでできるんだということに直接ということでは、全てこれでOKだということではないんですけれども、1つの事業の成果としてこういったものを挙げているというふうに御理解いただければと思うんですけれども。</p>
石川委員	<p>防潮堤があつたりいろいろ港湾施設があつたりいろいろですよ。で、千葉県がしっかりとした3.11を踏まえて、津波対策の要するにきちんとした事業計画をお持ちであればその内容でこれとこれとこれと、延長だけではやはり十分ではないと思いますので、どういう指標なのかということをご精査をしてください。</p>
北原会長	<p>1点目は千葉県の場合は県有林だけでカバーできるのが実態だったということ、2点目に関しては海岸津波対策は一体何を指すのかということをごだけ見ても一般の人にはわからないので、少なくともその中身がわかるような注をつけるといったかたちにさせていただけますか。で、その中身を今具体的にはこういったものだと言御説明できればしていただきたいと。</p>
河川整備課	<p>河川整備課です。河川整備課ではそれに対するものは防潮堤とかの延長です。河川整備課と港湾課は防潮堤とかつくってます。それから森林課では保安林の前に土塁というものがあるんですけれども、それをかさ上げする、その延長になります。九十九里沿岸で全部で60kmあるんですけど、そこをTP6mの高さで防潮堤をつくる計画になっております。この整備率というのは延長ですから、その60kmあるうちの何m以上TP6mの高さを確保できたのが何kmかというのを集計していきます。以上です。</p>
石川委員	<p>今の話で非常によく分かりました。防潮堤の後ろに土塁をさらにつくるという意味なんですか。それで、もしそういうことであれば、それは指標がそれぞれ違いますから、保安林でしたら面積などもあると思いますし、十分な幅があるかどうかというのは私はわかりませんので、十分な幅がなければ保安林をもっともっとある程度クリアしていくとか、そういう施策もあるのかもしれませんが、その土塁は、防潮堤と違うわけですよ。これは指標を分けた方が、これだと一括なのでしっかり分けた方がなるほど千葉県はこれだけで津波に対して強靱な国土、県土づくりを目指しているということがわかって指標をとるうえでも理解しやすいんじゃないかと思いますが。</p>

河川整備課	九十九里沿岸で海岸施設として整備するところと保安林で整備するところが平面的に分かれておりまして、海岸地区については海岸保全施設という名目で海岸事業で整備します。海岸保全区域ではなくて保安林区域が一番海側になっているところがありまして、そういうところはその背後の保安林を守るために既存の土塁がありますのでそれを整備することになると思います。ですから海岸保全施設と保安林の土塁を足すと全部一連になっておりますので集計としてはこの方法がいいのではないかと考えています。
北原会長	ダブっているのではなくて。
河川整備課	海岸保全施設については既存の高潮の高さが今ありますから、それをかさ上げすることになります。
石川委員	土塁という表現と防潮堤という表現は質的にまったく異なるものですか、それとも同じようなものですか。
河川整備課	違います。
石川委員	違うわけですか。 聞きませんとわからないですね。工夫とかしていただけるとありがたいと思います。
北原会長	はい、どうもありがとうございました。あの事務局の方で分けた方がわかりやすいということと、もし分けられないのであれば注をつけて具体的にどういう数字かわかるようにしてください。
事務局	いずれにしましてもわかりやすくすることが大事だと思いますのでまたこちらの方で検討させていただきます。
北原会長	どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。
島田委員	本来は松崎市長が言うべきなんですけれども、千葉県の場合都市部については液状化の被害が広がったわけですけれども、液状化について対策を指標化することはできないのでしょうか。
事務局	液状化対策の指標ということであると、例えば、今液状化したところは今復旧はしておりますけれども、そういった面積をやると単に対策をとったということだけになってしまうんで。そうですね、新しい何かその指標というものがどういうものが考えられるのかというのが今すぐ思いつきませんけれども。そういうものが可能であれば検討はしたいとは思いますが、ちょっと現状ではすぐお答えすることはできません。

北原会長	<p>あの今日欠席なんですけれども中井委員は液状化したところで地盤の強化についてというような方策を具体化、まだそれも具体化してないので。そういったものが具体化していく段階に来たらやはり指標として入れていっていただければと思うんですけれども。いくつかの案が検討されているようですが、まだ最終的な結論が出てないようです。是非中井委員のご意見を伺ってください。他にいかがでしょうか。</p>
岡委員	<p>今のこのモニタリングの項目は、例えば津波対策として防潮堤をつくる、あるいは土かさを上げるなどの、土木工学的に自然災害を抑え込めるという仮定のもとに挙げられていると思いますけれども、例えば水害が起りやすいところは現代版の信玄堤とでもいいましょうか、生活域をより柔軟に再編する発想もあってもいいのではないかと思います。土木工事で万全ならいいんですけれども、例えば土かさを上げて、そこに人の居住区、あるいは建造物を建てると逆に液状化現象による災害を招きやすくなってしまふ。では、どうしたらいいんだという、もう少し発想の転換が必要なんじゃないかというふうに思いました。災害が起こるところから人が撤退をするようなことを長期的に考えていってもいいのではないか。それは、減災ではなくて、免災の思想が必要ではないかと思ひます。</p>
事務局	<p>非常に難しい問題だと思います。あの確かに災害から逃げるということは被害を受けないために、まあ、大きな手段だと思いますが、例えば現状としてそこで長いことその土地で暮らしている方たちもいらっしゃいますので、なかなかそれを一刀両断で、まあ長期的な視点を持ってもなかなか難しい面もあるのではないかなというふうには感じております。ただそういう視点は確かにおっしゃる通り大事なことだとは思っております。</p>
北原会長	<p>あの先ほどの海岸の津波対策というのは保安林と土塁のような備えていうのはあれは完全な防ぐというには体裁的にはそのままです。防潮堤でやるところっていうのはそれほどの、例えば保安林があまりないところなどでは防潮堤になっているという現実にはそういうようなかたちなんではないかと思ひますので、まあそういう意味では減災とか免災とかいうのは地域の方たちの生活とか御意見を踏まえながらですね、長期的に検討しないとなかなかここにすぐには指標化できないかなというような気がします。</p>
石川委員	<p>会長がおっしゃたように私、土塁と保安林はとってもおもしろいので是非後で教えていただきたい、千葉県らしいなと思ひます。6ページのところに社会資本ストック、それから居住環境の質の向上というところに指標が載っているんですが、その中で普通の緑というものに対する記述が欠落しているということを申し上げたのですが、指標の取り方に私は問題があると思ひます。例えば、居住環境の質の向上というところに都市計画、各種制度の活用というところで例えば、68番の風致地区ってありますね。</p>

	<p>これは 2,300ha くらいですけれども、風致地区はおそらく増えることはありません。風致地区はこれからおそらく県の都市計画課の方も風致地区を増やそうということは施策にはあまりないんじゃないかと思います。全国的に見ても規制ではなくて誘導というほうに移行しておりますので、ですからこの住環境の質の向上ということの指標をとられるんでしたらもちろん風致地区が 2,300ha あるというのは事実ですけれども。他に地域制緑地いろいろありますから。特別緑地保全地区とかですね、それから緑化地域とかですね、風致地区ではできないから新しい制度ができてるので風致地区をモニタリングの指標とするということはあまり現実的ではないと思います。都市計画の方でそれから肝心の社会資本として1番重要な公園とか緑地とかそういった指標が全くここにはございませんので、この社会資本のところとつまり 58 番から 70 番のところ、都市計画の現状が変わっておりますから、古いしがらみにとらわれずにですね非常に今日的な伸びていく芽のある指標というものをここにきちんともう位置付けていただきたいということを私はお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>はい、検討させていただきます。</p>
北原会長	<p>やっぱりちゃんと伸びる、頑張れば伸びるを指標にとっていった方がモチベーションも上がると思います。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>また、これからも必要に応じてもう1回修正させていただければと思います。それではこれで議案を終了することにさせていただきます。</p> <p>それでは次、第3はその他ですけれども事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>それでは事務局の方から今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料の4をご覧くださいませでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(資料4 計画改定のスケジュールについての説明)</p>
北原会長	<p>ということで6月または7月ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。</p> <p>どうも熱心に御検討いただきましてありがとうございます。</p> <p>では、進行を事務局にお戻しします。</p>
司 会	<p>長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成25年度第2回千葉県国土利用計画地方審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>